

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [非正規地方公務員（2）](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

非正規地方公務員（2）

「特別職の非常勤職員」

特別職の非常勤職員とは地公法第3条第3項第3号に基づいて任用された公務員である。

内容としては、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者であり、特定の学識・経験に基づき任用される者とされている。

具体例としては、

- (1) 委員及び委員会（審議会等を含む）の構成員
- (2) 顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者公民館長、学校医、非常勤講師（一般職が相当のものは特別職としての任用とはしない）、指導員、相談員
- (3) 消防団員及び水防団員（火災等限られた場合のみの出勤で労働基準法の適用なし）

「一般職の非常勤職員」

一般職の非常勤職員とは、地公法第17条を任用根拠とする職員を意味する。

常勤を原則としながら、勤務時間や任期を限って任用する特段の必要がある。

具体例としては

- (1) 非常勤の臨時的任用（成績主義の例外）
地公法22条、産休代替、育休代替
- (2) 正式任用（任用、服務、分限、懲戒、保障は原則的に常勤と同様）
ア 一般行政職員（事務、技術等）
イ 教育職員（教育公務員特別措置法等による）
ウ 警察、消防職員（労働基本権全面制約）
エ 地方公営企業職員、単純労務職員（給料・手当が支給され、団結・協約締結可）

「臨時的任用職員」

臨時的任用職員は地公法第22条を根拠として任用された職員で、条文中要件・効果が明確に定められている。

「地公法第22条」

（第1項略）

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。

この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

つまり、臨時的任用職員は、6月をこえない期間で任用され、更新は1回限りであり、1年を超えることはできないとされている。

運用上、結果として、同一人が1年を超えて臨時的任用職員として任用される場合には、新たなる臨時的な職として整理される必要がある。

（つづく）

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**